

## 非継続型自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期) 規定

### 1. 預金の支払時期

自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、通帳記載または証書表面記載 (以下「証書記載」といいます。) の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

### 2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。) および通帳記載または証書記載の利率 (以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日までの日または預入日の4年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金および利息をあらかじめ指定された期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金するとしてこの預金の利息の支払いは次によります。
- ① 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自由金利型2年定期預金 (M型)」) については、預入日の1年後の応当日以後に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載または証書記載の中間払利率による中間払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- A 預金口座へ振替える場合には、預入日の1年後の応当日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- B 定期預金とする場合には、当行所定の基準により、預入日の1年後の応当日にこの自由金利型2年定期預金 (M型) と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金 (以下「中間利息定期預金」といいます。) とします。中間利息定期預金の利率は、その預入日における当行所定の利率を適用します。
- ② 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金については、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自由金利型3年定期預金 (M型)」) については、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- ④ 自由金利型3年定期預金 (M型) を複利型とした場合のこの預金の利息は、前③にかかわらず、約定日数および通帳記載または証書記載の利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ⑤ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自由金利型4年定期預金 (M型)」) については、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。ただし、その利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- ⑥ 自由金利型4年定期預金 (M型) を複利型とした場合のこの預金の利息は、前⑤にかかわらず、約定日数および通帳記載または証書記載の利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ⑦ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自由金利型5年定期預金 (M型)」) については、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の4年後の応当日に預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日数について、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。ただし、その利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- ⑧ 自由金利型5年定期預金 (M型) を複利型とした場合のこの預金の利息は、前⑦にかかわらず、約定日数および通帳記載または証書記載の利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ⑨ 中間払利息 (中間払日) が複数ある場合は各中間払利息の合計額を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。
- ⑩ 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、自由金利型2年定期預金 (M型)、自由金利型3年定期預金 (M型)、自由金利型4年定期預金 (M型) および自由金利型5年定期預金 (M型) の利息をあらかじめ指定された期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前①から⑩にかかわらず、次によります。

#### A 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

#### B 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

#### C 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

#### D 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、前AからDによる利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を3.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切り捨てます。) によって計算し、この預金とともに支払います。通帳式の場合、前(1)⑩の場合を除き、預入日の1年後の応当日の翌日以後の日を満期日としたこの預金については、預入日の1年後の応当日以後であれば次の範囲で元金の一部を1万円以上の金額で解約することができます。
- ① この預金の元金金額が300万円を超える場合  
この預金の元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② この預金の元金金額が300万円未満の場合  
この預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分
- (4) 前(3)の利息支払にあたって、中間払利息または前(1)⑩による利息が支払われている場合には、その支払額 (中間払利息または前(1)⑩による利息の支払日) が複数あるときはその合計額) と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。
- ① 6か月未満  
解約日における普通預金利率
- ② 6か月以上1年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%
- ③ 1年以上2年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%
- ④ 2年以上3年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%
- ⑤ 3年以上4年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%
- ⑥ 4年以上5年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%
- (5) ①この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。
- ② 複利型においては、預入日の6か月後の応当日を利息計算基準日とし、預入日または前回利息計算基準日から次の利息計算基準日の前日までの利息を前①の方法により計算し、元金にこの利息を組み入れたものを次の計算における元金として計算します。

### 3. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を前記1.の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、

当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印をして当行に提出してください。ただし、解約（減額して書替継続する場合があります。）については、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。また書替継続（減額して書替継続する場合があります。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、書替継続後の預金の印鑑はこの預金の届出印鑑を使用します。

- (3)この預金の一部について解約または書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳、または証書とともに提出してください。
- (4)前(2)および前(3)の解約または書替継続の手続きに加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

#### 4.中間利息定期預金

- (1)中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。
- (2)中間利息定期預金については、証書式の場合は、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
- ①中間利息定期預金の内容については別途お知らせします。  
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書（別途の証書に記入した場合はその証書裏面の受取欄）に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

#### 5.証書の効力

証書式の場合、この預金について、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので直ちに当行に返却してください。

#### 6.定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとなりますが、本規定は「定期預金共通規定」に優先して適用されるものとします。

以上

2024年4月1日現在